

## シニアクラブ長泉 サークル規程

### (目的)

第1条 シニアクラブ長泉（以下本会）は、会員が中心となって自主的に行われている共通の趣味活動等に対して、仲間づくりを通して生きがいと健康づくり、生活を豊かにする楽しい活動を向上させる観点から共通の趣味等によるサークルを組織する。

（ただし、公序良俗に反すること、営利、宗教、政治目的を除く。）

### (基準)

第2条 本会サークルは次の各号の基準を満たした上で第3条の登録をしなければならない。

- (1) 構成員が本会会員であること。ただし、非会員を構成員に含めることはできないが、子育て支援事業をはじめとした多世代と交流すること、将来的に本会会員となるため一時的にサークル活動に参加することを妨げない。
- (2) 趣味・文化・芸能・健康スポーツ、同窓会（学校・会社・行政協力団体）、学習講座などの活動であること。
- (3) 原則として5人以上であること。ただし、新規に登録するときは5名未満であっても将来的に5名以上となる見込みがあれば差し支えない。
- (4) 年間4回以上、継続的に活動すること。
- (5) 本会の活動に協力的であること。

### (登録)

第3条 新規にサークルを登録するときは、サークル活動申請書（目的、代表者、主な活動時間及び場所、サークル構成員名簿）を届け出て、三役会において承認を得るものとする。登録期間は毎年4月1日から翌年3月31日とし、4月1日を経過した場合は承認を得た日から翌年3月31日までとする。

### (サークルへの応援)

第4条 本会はサークル活動に対して次の各号を応援する。

- (1) 構成員の募集や活動紹介を本会広報紙等へ掲載すること。
- (2) 総会、理事会等を通じて構成員募集について周知すること。
- (3) 町内公共施設（主に福祉会館：老人福祉センター）の利用に関すること。
- (4) その他サークル活動に必要とされること。

### (継続)

第5条 サークルは、年度を超えて活動を継続するとき、翌年4月末日までに活動報告書（活動回数、活動人員）を届け出るものとする。ただし、期限までに届け出ないサークルは、継続の申し出があったものとみなす。

(変更)

第6条 サークルは、主な活動内容に変更が生じたとき、変更に必要な書類を作成し、届けて、三役会において承認を得るものとする。

(処分)

第7条 サークル活動を行う上で次の各号に該当したときは、三役会においてサークルに対する処分を決定するものとする。なお、事実が明らかになってから処分が決定されるまでの間、サークル活動は停止しなければならない。

- (1) サークル活動が公序良俗に反し、営利、宗教、政治目的であったとき
- (2) サークル活動中に暴力行為、詐欺行為、危険行為その他刑法等法を犯す行為を行ったとき
- (3) サークル活動中に社会通念上、他者に対して迷惑行為を行ったとき
- (4) サークル活動中に公共施設等の使用規則に反し、不当な使用を行ったとき

(抹消・休止)

第8条 次の各号に該当するサークルは本会サークルから抹消・休止される。

- (1) 解散又は休止の申し出があったとき
- (2) 構成員が5人未満となり、活動の存続が困難となったとき
- (3) 三役会においてサークル活動の存続を認めない処分が決定されたとき

附 則

この規程は平成17年4月25日から施行される。

附 則

この規程は平成29年3月13日から施行される。